

組合員の皆さまへ

大阪市職員共済組合事務局長  
(担当：保健医療係)

育児休業手当金の支給期間延長手続きの見直しについて（事前周知）

令和6年3月25日付けで雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第47号）が公布され、現行の雇用保険制度においては、被保険者が子が1歳に達した日後の期間について育児休業の延長を希望した際、ハローワークにおいて、保育所等の利用を申し込んだものの当面入所できないことについて市区町村の発行する入所保留通知書により延長要件を確認していますが、令和7年4月から、従来の確認に加え、「本人が記載する申告書」及び「市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し」により、審査を行うこととなります。

地方公務員共済制度における育児休業に係る子が1歳に達する日後の育児休業手当金の支給期間延長手続きについては、雇用保険法施行規則に準じて地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）（以下「地共済法施行規則」という。）の改正が行われ、申出に係る添付書類が追加される予定です。

つきましては、以下のとおり取り急ぎお知らせしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、手続きの詳細については、決まり次第改めてお知らせします。

記

1 雇用保険法施行規則（第101条の25第1号）の一部改正について

育児休業給付金の支給期間延長（保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合）に係る要件が追加されました。

改正前	改正後に追加された要件
<ul style="list-style-type: none"><li>保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</li><li>➤ 入所申込年月日が1歳（※）（1歳6か月）に達する日以前となっていること</li><li>➤ 入所希望日が1歳（※）（1歳6か月）に達する日の翌日以前となっていること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><u>速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る</u></li><li>➤ 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地（*）の施設のみとなっていないこと</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知がされていること</li> <li>➤ 理由なく内定辞退を行っていないこと</li> </ul>	<p>* 具体的な判断基準を定める予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市区町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っていないこと</li> </ul>
--	---

※ パパ・ママ育休プラス制度の適用によって、育児休業手当金支給期間の末日が1歳到達日以降になっている場合は、支給期間の末日と読み替えます（以下の※は同様に読み替えます）。

2 「育児休業手当金支給期間延長申出書（1歳超）」の添付書類の追加について  
地共済法施行規則の施行予定日（令和7年4月1日）以後に育児休業に係る子が1歳に達する場合（※）又は1歳6か月に達する場合に育児休業手当金支給期間延長申出を行う際に、改正後の添付書類が必要になります。

○ 「育児休業手当金支給対象期間延長申出書（1歳超）」延長理由1のイに該当する場合の添付書類

（延長理由1のイ）育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日（※）後の期間について、当面その実施が行われないとき。

改正前の添付書類	改正後の添付書類（予定）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）</li> </ul>	<p>①市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）</p> <p><b>②本人が記載する申告書</b></p> <p>* 保育所等の利用（入所）の申込日・開始希望日・保留の有効期限等・保育所等施設名・通所方法・通所期間等の記載が必要となるため、申出書の様式変更を検討予定。</p> <p><b>③市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し</b></p> <p>* 令和7年4月入所の利用申込みは市区町村によって異なりますが、早いところでは9月頃から始まるようです。<b>申込書の写しの取り忘れがないようご注意ください。</b></p>

[参考] 「育児休業手当金支給対象期間延長申出書（1歳超）」掲載場所  
当組合ホームページ＞申請書類一覧＞短期給付

「⑳育児休業手当金支給対象期間延長申出書」

<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/wp-content/uploads/10ikujikyugyou.pdf>

### 3 注意事項

近年、保育所等の入所申込みを失念し、『市区町村の発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）』が添付できない場合はどうすれば良いかという内容の問合せがあります。

延長要件を満たすことが確認できなければ、育児休業手当金の給付ができませんので、支給期間延長を希望される方は、入所希望開始日に係る各市区町村における保育所等の申込締切日をご確認のうえ、必ず入所申込を行ってください。